

2006年11月2日

憲法調査特別委員会小委員会での参考人としての意見陳述レジメ

日本自治体労働組合総連合（略称：自治労連）

副中央執行委員長 田中章史

1. はじめに

日本自治体労働組合総連合は全国の地方自治体で働く公務員、関連労働者 20 万人を組織し、地方自治と住民の暮らしの発展と自治体労働者の権利擁護を統一的に考え運動している労働組合で、別紙のように地方自治体首長と懇談するなど憲法をいかにした国と自治体づくりのとりくみをすすめている。

私自身、「私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。私は地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います」の宣誓書の署名捺印したことを原点にしてきた。

2. 憲法改正国民投票運動は表現の自由を最大限尊重すべきだ

国民は、憲法改正についての賛否を判断するうえで必要な情報が自由に提供され、知る権利が保障されることによって、主権者としての権利を行使することができる。したがって憲法改正というこの国と社会のあり方を決定する国政上の重大問題について、国民が主権者としてこの国の統治過程に参加するためには、憲法改正にかかわる情報の自由な交換と改憲案の内容についての賛否の意見の自由な発表と、知らせるための表現の自由が最大限に尊重されなければならない。「国民投票運動ができるだけ活発に行われることは法の趣旨」と提案者も答弁されているとおり、国民投票運動は自由を基本として原則として規制はすべきではない。

全国で行われた市町村合併住民投票運動は、公職選挙法も適用されない中で「まちの将来」について住民の中での自由な討論が広がった。また多くの公務員も運動にかかわったが地位利用などの問題や弊害も生じていない。

3. 「サービスの宣誓」をした公務員 500 万人の自由な活動を制限し罰則を設けることは重大な問題

近代憲法原則の「立憲主義」は、公権力の濫用を規制し、私への権力の介入を禁じている。この原則から考えると本来公務員も国民の一人として意見を自由に表明できることが基本であるべきであり、規制・罰則は国際的な水準から見ても異常である。公平性や中立性という名による規制ではなく、意見表明することを認めるべきである。

したがって、「特定公務員の国民投票運動の禁止」「公務員等の地位利用による国民投票運動の禁止」「教育者の地位利用による国民投票運動の禁止」は問題である。

特定公務員の「一律禁止」は削除すべきだ

国民投票の公正さを維持するうえで、国民投票の事務を管理する立場の委員が対象となるのは理解できないわけではないが、それ以外の裁判官、検察官、警察官、収税・徴税の職員などの特定公務員については、憲法改正案についての賛否が問われるという国政上の最重要な問題について、その職務から離れた「勤務時間外」における市民生活の場で、一市民として意見の表明をする行為が全面的に禁止され、犯罪とされてしまうのはなぜか、その合理的理由はない。

「公務員等の地位利用」も削除すべきだ

「公務員の地位の利用」はもってのほかである。地位利用と無縁な「勤務時間外」において行われた政治的行為でさえも、最近の事例でみると警察権力の介入など濫用の事例がおきている。公権力の介入や、濫用をなくすためには削除すべきである。

例えば、公務員が、「勤務時間外」における出勤・退庁時間に、職場施設外の出入口付近で、出勤・退庁する他の公務員にむけて改憲案についての賛否を問う意見表明をした行為は、「地位を利用」した国民投票運動に該当するとして捜査の対象とされるのか。また、公務員であることが地域の多くの人々に知られている公務員が、休日に地域におけるそれらの人々を聴衆とする集会の場で、あるいはそのような地域で宣伝カーで国民投票運動をしたときは「地位利用」とされるのか。

さらに公務員であることが地域において知られている住民の自宅を訪問して国民投票運動をしたり、地域の掲示板に改憲案の賛否について意見表明をして国民によびかける行為も「地位利用」とされるのか。

これらが「政治的判断」のもとに濫用される危険性はきわめて高く、国民投票運動が萎縮せざるを得なくなる。

4. 地位利用でない国民投票運動までも規制の対称にしている国家公務員法適用除外を明記すべきだ

民主党案では、国民投票運動規制・罰則は、「必要最小限にとどめるべき」として、「『規制ゼロ』から考える」「刑法、国家公務員法等、他の法律で刑事制裁が定められている行為類型については、新たに罰則を設けない」としている。「規制ゼロ」は重要なことで歓迎するが、そのように考えるのであれば、少なくとも国民投票運動の場面においては、国家公務員法の政治活動の規定について適用除外であることを明記すべきではないか。

おわりに

私たちは、現在の憲法を守り、生かすべきだと考えている。世界の世論も9条を守った国際貢献を求めている。地方自治体関係者も現在のような改憲の動きに対して注視している。拙速な成立強行ではなく大いに国民の議論をつくすことを求めて意見とする。